

# 猶予の申請の手引き

石 川 県

## 第 1 県税の猶予制度のあらまし

県税をその納期限までに納付（納入）していない場合には、納付（納入）するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付（納入）されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、県税、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下、「県税等」という。）を一時に納付（納入）することが困難な理由がある場合には、県総合（県税）事務所に申請することにより、財産の換価（売却）や差押えなどが猶予される制度があります。

### 1 換価猶予

県税等を一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

### 2 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって県税等を一時に納付（納入）することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付（納入）すべき税額が確定した県税等を一時に納付（納入）することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて徴収が猶予される制度です。

## 第 2 猶予の効果

### 1 換価猶予が認められると

- ① 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

### 2 徴収猶予が認められると

- ① 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。
- ② 既に差押えを受けている財産がある場合には、県総合（県税）事務所に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

○ この手引きの内容は、平成 28 年 4 月 1 日以降に行う猶予の申請について適用されますので、徴収の猶予については 4 月 1 日以降に申請される場合に、換価の猶予については 4 月 1 日以降に納期限が到来するものから適用されます。

なお、申請時点で滞納がある方は、承認要件に該当しないため、猶予を受けることができません。

### 第3 手続の流れ

#### 1 猶予を受けるための要件の確認

##### (1) 換価の猶予 (⇒3 ページ)

県税等を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納付(納入)に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする県税等の納期限から6か月以内の申請により換価の猶予を受けることができます。

##### (2) 徴収の猶予 (⇒18 ページ)

災害、病気、事業の休廃業などによって、県税等を一時に納付(納入)することができないと認められる場合は、申請により徴収の猶予を受けることができます。

また、本来の期限から1年以上経って納付(納入)すべき税額が確定した県税等を一時に納付(納入)することができないと認められる場合は、その県税等の納期限までに申請することにより、徴収の猶予を受けることができます。

#### 2 申請書等の作成・提出

(換価の猶予申請の場合⇒3 ページ、徴収の猶予申請の場合⇒19 ページ)

「換価猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に、必要な書類を添付して、所管する県総合(県税)事務所に提出します。

- 「換価猶予申請書」の書き方 …… 6 ページ
- 「徴収猶予申請書」の書き方 …… 21 ページ
- 「財産目録」の書き方 …… 9 ページ
- 「収支の明細書」の書き方 …… 13 ページ

※ 上記の書式は、石川県ホームページ「県税の猶予制度について」

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/yuuyoseido/yuuyoseido.html>) からダウンロードできます。

#### 3 提出された申請書等の審査 (⇒4 ページ)

県総合(県税)事務所では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の承認・不承認や、猶予を承認する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

#### 4 猶予が承認された場合 (⇒4 ページ)

猶予が承認された場合は、県総合(県税)事務所から「換価猶予通知書」又は「徴収猶予承認通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付等の期限及び分割金額のとおり納付(納入)してください。

#### 5 不承認となる場合 (⇒4 ページ)

一定の場合には、猶予が承認されないことがあります。この場合には、県総合(県税)事務所から「換価猶予不承認通知書」又は「徴収猶予不承認通知書」が送付されます。

#### 6 猶予の取消し (⇒5 ページ)

一定の場合には、猶予が取り消されることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、「分割納付等の期限及び分割金額」の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

#### 7 完納

県税の全額が納付(納入)された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

## 第4 換価の猶予

### 1 申請ができる場合

次の①から⑥に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

なお、申請による換価の猶予を受けることができる県税等は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する県税等に限られます。

- ① 県税等を一時に納付（納入）することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること(\*1)
- ② 納付（納入）について誠実な意思を有すると認められること(\*2)
- ③ 換価の猶予を受けようとする県税等以外の県税等の滞納がないこと
- ④ 納付（納入）すべき県税等の納期限から6か月以内に、お住まいの地域を所管する県総合（県税）事務所へ「換価猶予申請書」を提出すること
- ⑤ 納付（納入）を困難とする金額があること
- ⑥ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(\*3)

\*1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお県税等を一時に納付（納入）することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、県税等を一時に納付（納入）することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

\*2 「納付（納入）について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者及び特別徴収義務者（以下、「納税者等」という。）がその県税等を優先的に納付（納入）する意思を有していると県総合（県税）事務所長が認めることができることをいいます。

\*3 次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産（⇒8ページ）がないなど）がある場合

### 2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年(\*)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税等を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた県税等は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付（納入）する必要があります。

\* 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に所管する県総合（県税）事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類をお住まいの地域を所管する県総合（県税）事務所に提出してください。

#### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「換価猶予申請書」(書き方は、6～8 ページ)
- 「財産目録」(書き方は、9～12 ページ)
- 「収支の明細書」(書き方は、13～17 ページ)

#### (2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは所管する県総合(県税)事務所(納税担当)にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合(⇒3 ページの\*3)には、提出は不要です。

\* 未確定の延滞金を含みます。

### 4 提出された申請書等の審査

県総合(県税)事務所では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、猶予の承認・不承認、猶予を承認する金額、期間などの審査を行います。

#### (1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、県総合(県税)事務所から補正通知書が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

#### (2) 申請内容の審査

県総合(県税)事務所の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容(一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等)について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

※ 換価の猶予の申請があった場合、又は換価の猶予が承認された場合であっても、その猶予を受けようとする県税等について督促状がまだ送付されていないときには、督促状が申請者に送付されますのでご了承ください。

### 5 猶予が承認された場合

換価の猶予が承認された場合には、「換価猶予通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された「分割納付等の期限及び分割金額」のとおり、「換価を猶予する金額」を納付(納入)してください。

なお、県総合(県税)事務所での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ承認される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により承認される場合、又は③申請書に記載された「分割納付等の期限及び分割金額」と異なる内容により承認される場合があります。このような承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

### 6 不承認となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を承認することができません。

なお、猶予の不承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

- ① 猶予の要件(⇒3 ページの1の①～⑥)に該当しないとき。
- ② 申請者について強制換価手続(\*1)が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申

請者が県税等の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、「換価を猶予する金額」を「換価の猶予期間」内に完納することができないと認められるとき。

- ③ 申請者が、猶予の審査をするために県総合（県税）事務所の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（\* 2）。
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（\* 3）。

\* 1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

\* 2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

\* 3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不承認又はみなし取下げとなった後に、同一の県税等について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（⇒18ページの1の①のイ～ホ）が生じたことにより徴収猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

## 7 換価猶予の取消し

換価猶予が承認された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることがあります。

なお、猶予の取消しを受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 不承認となる場合」（⇒4 ページ）の②と同様の事情がある場合で、「換価猶予を承認する金額」を「換価の猶予期間」内に完納することができないと認められるとき。
- ② 「換価猶予を承認する金額」を「換価猶予通知書」により通知された「分割納付等の期限及び分割金額」のとおり納付（納入）しないとき（\*）。
- ③ 県総合（県税）事務所長が行った担保の変更等の命令に応じないとき。
- ④ 「換価猶予通知書」により通知された「換価猶予を猶予する金額」に係る徴収金以外に新たに納付（納入）すべきこととなった県税等が滞納となったとき（\*）。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が承認されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

\* 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。  
やむを得ない理由がある場合には、猶予申請を行った県総合（県税）事務所（納税担当）へご相談ください。

### 納付（納入）の手続について

現金に納付書を添えて、金融機関（石川県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）又は県総合（県税）事務所の納税窓口で納付（納入）してください。

※ 納付書をお持ちでない方は、県総合（県税）事務所又は金融機関（石川県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）に用意してある納付書を使用してください。

# 8 「換価猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする場合には、「財産目録」(⇒9 ページ) 及び「収支の明細書」(⇒13、14 ページ) を添付して提出する必要があります。

第20号の3様式

収受印

所管する県総合(県税)事務所名を記載してください。

郵便番号、住所(又は所在地)、電話番号、携帯電話及び氏名(又は名称)を記載してください。  
※ 申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

整理番号

申請書を提出する日を記載してください。

## 換 価 猶 予 申 請 書

石川県 ○○ 事務所長 様

地方税法第15条の6の2第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒××××-×××× 石川県 ○○市 △△町 ×-×-×× (代表者住所: ○○市□□町×-×-××) 電話番号 ○○○(△△) ×××× 携帯電話 ○○○(△△△) ×××	申請年月日	平成28年6月30日
	氏名称	地方税務建設株式会社 代表取締役 県税 太郎	添付する書類欄 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類	

納付(納入)すべき徴収金	年度期別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘要
	28	自動車税	28.5.31	45,000	-	要	-	登録番号 金沢○○○サ×××
	28	不動産取得税	28.6.30	600,000	-	要	-	登録番号○○○ ○○○
	28	法人事業税	28.5.31	200,000	-	要	-	登録番号○○○ ○○○
	28	法人県民税	28.5.31	21,000	-	要	-	登録番号○○○ ○○○
納付(納入)すべき徴収金のうち、換価の猶予を受けようとする金額				800,000	-	要	-	

**1**

**2**

一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

X建築株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引き下げ等により売り上げは前年度に比べて65%まで落ち込んでおり、仕入れ先であるY株式会社への支払いも遅れがちである。

X建築株式会社からの入金をすべて県税の納付に充てた場合には、Y株式会社に対する支払いができず今後、材料を仕入れることができなくなると事業の継続が困難になる。

分割納付等の期限及び分割金額	期限(年月日)	分割金額	期限(年月日)	分割金額	期限(年月日)	分割金額
		平成28年8月1日	100,000円	平成28年11月30日	100,000円	
	平成28年8月31日	100,000円	平成28年12月30日	100,000円		円
	平成28年9月30日	100,000円	平成29年1月31日	100,000円		円
	平成28年10月31日	100,000円	平成29年2月28日	100,000円 +延滞金		円

**3**

換価の猶予を受けようとする期間

平成28年6月30日から平成29年2月28日まで8月間

担保  有     無

担保財産の詳細又は提供できない特別の事情

備考 第十九号様式附表一、二を添付してください。

通信日付印	
申請書番号	
処理年月日	

「年度期別」欄には、県税等の年分、事業年度、課税期間又は月分を記載し、「備考」欄には、登録番号を記載し換価の猶予を受けようとするものに○印を付けます。

《記載例》  
年度期別 ××年分の申告税目 ⇒「××年分」  
・平成××年分の賦課決定税目 ⇒「××年 ×期」

「収支の明細書」(⇒14ページ)の「7 分割納付(納入)年月日及び分割納付(納入)金額」欄の「納付(納入)年月日」欄及び「⑤分割納付(納入)金額」欄を転記します。  
※ 申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

「猶予期間の開始日」から「分割納付等の期限及び分割金額」の最終日及びその期間を記載します。  
※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付(納入)すべき県税等の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付(納入)すべき県税等の法定納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

1

「納付（納入）すべき県税等のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄

「納付（納入）すべき県税等」の合計額から「財産目録」（⇒9 ページ）の「3 現在納付（納入）可能資金額」欄で「③現在納付可能資金額（①－②）」を差し引いた金額を記載します。

2

「一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄

県税等を一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

《記載例》

個人事業で運送業を営んでいるが、取引先の1つであったC株式会社の事業縮小のため、C株式会社との契約が昨年11月をもって終了することとなった。

C株式会社との取引は、売上の約30%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化した。現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額を全て県税等の納付（納入）に充てた場合には、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

3

「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がない場合には「□無」にチェック（☑）を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」にチェック（☑）を付けます。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞税を含みます。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産（⇒8ページ）がないなど）がある場合

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。

※ 上記①又は②に該当する場合には、この欄には「—」と記載します。

上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

《記載例》

（不動産を担保として提供する場合）

担 保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	種別：土地、 地目：宅地、 地積：120 m <sup>2</sup>
	<input type="checkbox"/> 無		所有者：〇〇 〇〇 所在地：〇〇市△△町×－×－×

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担 保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	保証人の氏名：○○ ○○
	<input type="checkbox"/> 無		保証人の住所：○○市△△町×-×-×

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担 保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	担保として提供できる種類の財産を所有していないた
	<input type="checkbox"/> 無		め。

### 担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 県総合（県税）事務所長が确实と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）  
その他の有価証券
- 3 土地
- 4 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 県総合（県税）事務所長が确实と認める保証人の保証



## 9 「財産目録」の書き方

「財産目録」は、猶予を受けようとする場合に「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

第19号様式 附表1



# 財 産 目 録

整理番号

申請書を提出する日を記載してください。

平成 28年 6月 30日

### 1 住所・氏名等

住所所在地	〇〇市△△町×-×-×	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
-------	-------------	----	-----------------------

### 2 財産の状況

#### (1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	500,000円	B信用金庫△△支店	当座	150,000円
A銀行〇〇支店	普通	150,000円			円
A銀行〇〇支店	当座	500,000円			円
預貯金等合計(A)					1,300,000円

#### (2) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
A機器株式会社 石川県〇〇市△△町	売掛金	平成28・9・30	振込	1,800,000円
株式会社B工業 石川県〇〇市△△町	売掛金	平成28・10・30	振込	1,200,000円
C科学株式会社 石川県〇〇市△△町	売掛金	平成28・11・30	振込	1,500,000円
D産業株式会社 石川県〇〇市△△町	売掛金	平成28・11・30	振込	200,000円

#### (3) その他の財産の状況

財産の種類	担保等	直ちに納付(納入)に充てられる金額
国債・株式等 株式会社 〇〇 上場株式200株	<input type="checkbox"/>	200,000円
不動産等 工場の土地・建物(石川県〇〇市△△町×-×-×)	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
車 両 事業用車両	<input type="checkbox"/>	0円
その他財産(敷金、保証金、保険等) 営業所敷金(1,000,000円)、〇〇生命保険、A銀行〇〇支店(定期預金400,000円)	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
合計(B)		200,000円

この欄は、記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる財産の金額を記載し、その合計額を「合計(B)欄」に記載します。

#### (4) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月当たり返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
A銀行〇〇支店	15,000,000円	350,000円	H32年3月	可・否	工場の土地・建物、定期預金
B信用金庫 △△支店	1,800,000円	100,000円	H29年5月	可・否	
	円	円	年月	可・否	

この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

1

### 3 現在納付(納入)可能資金額

①当座資金額(A)+(B)	②当面の必要資金額((C))	③現在納付(納入)可能資金額(①-②)
1,500,000円	1,000,000円	500,000円

「②当面の必要資金額」の内容

項目	金額	内容
支出見込 事業支出	5,500,000円	仕入れ代金1,500,000円+給与850,000円+従業員給与650,000円+工場修繕費1,500,000円+借入金返済450,000円+諸経費348,000円+社会保険料等202,000円
生活費(個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】
収入見込	4,500,000円	事業収入(取引先3社からの売掛金回収額) ・A機器株式会社(石川県〇〇市△△町) ・株式会社B工業(石川県〇〇市△△町) ・C科学株式会社(石川県〇〇市△△町)
(支出見込)-(収入見込)(C)	1,000,000円	マイナスになった場合は0円

1

### 「3 現在納付（納入）可能資金額」欄

イ「①当座資金額((A)+(B))」欄

次の金額の合計額を記載します。

(イ)「(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計(A)」欄の金額

(ロ)「(3) その他の財産の状況」欄の「合計(B)」欄の金額

ロ「②当面の必要資金額((C))」欄

次の「②当面の必要資金額」の内容欄において計算した金額を記載します。

項目	金額	内容
支出見込 事業支出	5,500,000円	仕入れ代金1,500,000円+給与850,000円+従業員給与650,000円+工場修繕費1,500,000円 +借入金返済450,000円+諸経費348,000円+社会保険料等202,000円
生活費 (個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】
収入見込	4,500,000円	事業収入(取引先3社からの売掛金回収額) ・A機器株式会社(石川県〇〇市△△町) ・株式会社B工業(石川県〇〇市△△町) ・C科学株式会社(石川県〇〇市△△町)
(支出見込) - (収入見込)(C)	1,000,000円	マイナスになった場合は0円

#### (イ)「事業支出」欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内(以下「計算期間」といいます。)(※1)に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額(※2)及びその主な内容を記載します。

##### ① 事業に係る支出

仕入、給与・役員給与(人件費)、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出。
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出。

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

また、給与、報酬などの支出の見込金額は、源泉徴収する所得税等を差し引いた金額を記載してください。

※ 納税者が給与所得者、年金所得者などの事業を行っていない個人である場合は、この欄の金額は0円となります。

※1 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金の手当てが必要になる日までの期間とすることができます。

※2 計算期間を超える期間における支出であっても、そのために資金の手当てをしておかなければその事業を継続することができなくなるような支出については、必要最小限度の範囲内でこの欄の金額に含めることができます。

#### (ロ)「生活費」欄(納税者が個人の場合のみ)

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額(※1、2)を記載します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納税者本人につき100,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、③手取り額(※3)から①及び②を差し引い

た金額の100分の20に相当する金額(又は④及び⑤の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額)の合計額(以下「基準額」といいます。)

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

- \* 1 収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ生活を維持することができなくなるような場合には、その超える期間のための必要最低限の範囲内で、A又はBのいずれかの方法により計算した金額に加算することができます。
- \* 2 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額をA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。
- \* 3 「手取り額」は、給与所得者については、直近の1か月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額をいいます。なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

#### 《生活費の「内容」欄の記載例》(Aの方法により計算した場合)

(給与収入(手取り額)35万円、4人家族(納税者本人、妻、子2人)の場合)

納税者は、妻及び子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。

また、納税者は病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。

$$100,000円④ + (45,000円 \times 3人)⑤ = 235,000円(a)$$

(納税者本人の生活費)(納税者と生計を一にする親族の生活費)

$$235,000円(a) + \{(350,000円 - 235,000円(a)) \times 20/100\}⑥ = 258,000円$$

(手取り額)

(基準額)

$$258,000円 + 15,000円 - 50,000円 = 223,000円$$

(基準額)

(医療費)

(妻の給与収入)

(生活費)

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を「内容」欄に記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を「内容」欄に具体的に記載します。

#### (A) 「収入見込」欄

計算期間に入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入金額及びその主な内容(給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は取引先の名称・所在地等)を記載します。

#### (B) 「(支出見込) - (収入見込)(C)」欄

支出見込額から収入見込額を控除した金額(マイナスの場合は、0円とします。)を記載し、この欄の金額を「②当面の必要資金額((C))」欄に転記します。

#### ハ 「③現在納付可能資金額(①-②)」欄

「①当座資金額((A)+(B))」欄の金額から「②当面の必要資金額((C))」欄の金額を差し引いた金額を記載します。

「③現在納付可能資金額(①-②)」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付(納入)してください。

なお、納付(納入)がない場合は、猶予が不許可となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 納付(納入)の手続については、5ページをご覧ください。

# 10 「収支の明細書」の書き方

収支の明細書は、猶予を受けようとする場合に、「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

第19号様式 附表2

収受印

整理番号

申請書を提出する日を記載してください。

## 収 支 の 明 細 書

平成28年 6 月 30 日

**1 住所・氏名等**

住所所在地	〇〇市△△町×-×-×	氏名称	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
-------	-------------	-----	-----------------------

**2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況**

年月	①総収入金額	②総支出金額	③差額(①-②)	備考
平成27年6月	4,900,000 円	4,215,000 円	685,000 円	
平成27年7月	4,750,000 円	4,162,000 円	588,000 円	
平成27年8月	4,600,000 円	4,110,000 円	490,000 円	
平成27年9月	5,100,000 円	4,285,000 円	815,000 円	営業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため
平成27年10月	4,800,000 円	4,180,000 円	620,000 円	
平成27年11月	4,300,000 円	4,005,000 円	295,000 円	
平成27年12月	4,400,000 円	4,040,000 円	360,000 円	
平成28年1月	3,800,000 円	5,830,000 円	▲ 2,030,000 円	製造機械の故障による修理費として300万円の臨時的な支出があったため
平成28年2月	3,300,000 円	3,200,000 円	100,000 円	工場施設内の電気設備の定期点検費用として20万円の臨時的支出があったため
平成28年3月	4,650,000 円	4,130,000 円	520,000 円	
平成28年4月	3,950,000 円	3,883,000 円	67,000 円	営業用車両3台分の車検費用として35万円の臨時的な支出があったため
平成28年5月	4,250,000 円	3,980,000 円	270,000 円	

**3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)**

区 分		見込金額	区 分		見込金額
収入	売上	4,500,000 円	支出	仕入	1,500,000 円
		円		給与	850,000 円
		円		役員給与	650,000 円
		円		借入金返済	450,000 円
		円		社会保険料等	202,000 円
		円		諸経費	348,000 円
		円			円
		円			円
① 収入合計		4,500,000 円	② 支出合計		4,000,000 円
③ 納付(納入)可能基準額(①-②)		500,000 円			

この欄に記載した金額を「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「①納付可能基準額」欄に転記します。

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年 月	金 額
臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	平成28年11月	1,500,000円
	〇〇株式会社への貸付金の回収	平成28年12月	200,000円
		年 月	円
		年 月	円
臨時支出	電子部品組み立て機械の老朽化による新規購入費用	平成28年8月	450,000円
	工場敷地内の電気設備の定期点検費用	平成29年2月	200,000円
		年 月	円
		年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
平成28年6月	固定資産税	50,000円	平成28年11月	消費税及び地方消費税	1,740,000円
平成28年7月	源泉所得税	120,000円	平成29年1月	源泉所得税	120,000円
平成28年7月	労災保険、雇用保険	50,000円	平成29年1月	固定資産税	50,000円
平成28年9月	固定資産税	50,000円	平成29年3月	固定資産税	50,000円

6 家族(役員)の状況

続柄(役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
代表者	〇〇 〇〇	昭和30年11月15日	350,000円	
取締役	〇〇 〇〇	昭和35年8月15日	300,000円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	

7 分割納付(納入)年月日及び分割納付(納入)金額

納付(納入)年月日	①納付(納入)可能基準額	②季節変動等に伴う増減額	③臨時的入出金額	④国税等納付(納入)額	⑤分割納付(納入)金額 (①+②+③-④)
平成28年7月31日	500,000円	200,000円	▲450,000円	50,000円	200,000円
平成28年8月31日	500,000円	円	円	170,000円	330,000円
平成28年9月30日	500,000円	円	円	円	500,000円
平成28年10月31日	500,000円	200,000円	円	50,000円	650,000円
平成28年11月30日	500,000円	円	円	円	500,000円
平成28年12月30日	500,000円	▲200,000円	1,500,000円	1,740,000円	60,000円
平成29年1月31日	500,000円	▲150,000円	200,000円	円	550,000円
平成29年2月28日	500,000円	▲300,000円	円	170,000円	30,000円
平成29年3月31日	500,000円	▲250,000円	▲200,000円	円	50,000円
平成29年4月28日	500,000円	円	円	50,000円	110,000+延滞金円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「③納付(納入)可能基準額(①-②)」欄に記載した金額を、この欄に転記します。

「納付(納入)年月日」欄及び「⑤分割納付(納入)金額」欄については、「換価の猶予申請書」(⇒6ページ)の「分割納付等の期限及び分割金額」欄に転記します。

## 「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額（①－②）」を記載します。

また、「③差額（①－②）」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。

なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。

### 《「備考」欄の記載例》

- ・ 事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため。
- ・ 製造用機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため。

※ 月次決算又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

## 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を税込金額で記載します。

## 「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について税込金額で記載します。

### 「臨時収入」欄

例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	平成28年 11月	1,500,000円
	〇〇株式会社への貸付金の回収	平成28年 12月	200,000円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円

### 「臨時支出」欄

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

臨時支出	電子部品組み立て機械の老朽化による新規購入費用	平成28年 8月	450,000円
	工場敷地内の電気設備の定期点検費用	平成29年 2月	200,000円
		年 月	
		年 月	円
		年 月	円

## 「5 今後1年以内に納付（納入）すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄

今後1年以内に納付（納入）すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料等について、その納付（納入）すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
平成28年 6月	固定資産税	50,000円	平成28年 11月	消費税及び地方消費税	1,740,000円
平成28年 7月	源泉所得税	120,000円	平成29年 1月	源泉所得税	120,000円
平成28年 7月	労災保険、雇用保険	50,000円	平成29年 1月	固定資産税	50,000円
平成28年 9月	固定資産税	50,000円	平成29年 3月	固定資産税	50,000円

※ 月ごとに納付（納入）する源泉所得税や社会保険料などは「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」の「支出」欄に記載します。

## 「6 家族（役員）の状況」欄

### ○ 納税者等が法人の場合

全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記載します。

※ 報酬額は、源泉徴収する所得税等を控除する前の金額を記載してください。

#### 《事例の場合》

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
代表者	〇〇 〇〇	昭和35年 11月15日	350,000円	
取締役	〇〇 〇〇	昭和35年 8月15日	300,000円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	

### ○ 納税者等が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を受けている場合は、その金額）、職業及び所有財産等を記載します。

※ 収入金額の欄は、源泉徴収される所得税等を控除する前の金額を記載してください。

## 「7 分割納付（納入）年月日及び分割納付（納入）金額」欄

### イ 「納付（納入）年月日」欄

猶予期間中の各月の納付（納入）年月日を記載します。

### ロ 「①納付（納入）可能基準額」欄

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付（納入）可能基準額（①－②）」欄に記載した金額を転記します。

### ハ 「②季節変動等に伴う増減額」欄

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の収支状況を基に、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄で算出した「③納付（納入）可能基準額（①－②）」と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

### ニ 「③臨時的入出金額」欄



「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付（納入）年月における臨時の入出金額の合計額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

《事例の場合》

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄 （「臨時収入」欄に記載した事項）	
・平成28年11月	〇〇生命保険からの一時金 1,500,000円
・平成28年12月	Dエレクトロニクス株式会社への貸付金の回収 200,000円
（「臨時支出」欄に記載した事項）	
・平成28年6月	電子部品用組立て機械の老朽化による新規購入費用 450,000円
・平成29年2月	工場施設内の電気設備の定期点検費用 200,000円

「③臨時の入出金額」欄	
・平成〇〇年6月	▲450,000円
・平成〇〇年11月	1,500,000円
・平成〇〇年12月	200,000円
・平成△△年2月	▲200,000円

納付（納入）年月日	③臨時の入出金額
平成28年7月31日	▲450,000円
平成28年8月31日	円
平成28年9月30日	円
平成28年10月31日	円
平成28年11月30日	円
平成28年12月30日	1,500,000円
平成29年1月31日	200,000円
平成29年2月28日	円
平成29年3月31日	▲200,000円
平成29年4月28日	円
年 月 日	円
年 月 日	円

#### ホ 「④国税等納付（納入）額」欄

「5 今後1年以内に納付（納入）すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄に記載した、納付（納入）年月における国税等の納付（納入）見込額を転記します。

《事例の場合》

「5 今後1年以内に納付（納入）すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄	
・平成28年6月	固定資産税 50,000円
・平成28年7月	源泉所得税 120,000円
・平成28年7月	労働保険料等 50,000円
・平成28年9月	固定資産税 50,000円
・平成28年11月	消費税及び地方消費税（中間分）1,740,000円
・平成29年1月	源泉所得税 120,000円
・平成29年1月	固定資産税 50,000円
・平成29年3月	固定資産税 50,000円

「④県税等納付額」欄	
・平成28年6月	50,000円
・平成28年7月	170,000円
・平成28年9月	50,000円
・平成28年11月	1,740,000円
・平成29年1月	170,000円
・平成29年3月	50,000円

納付（納入）年月日	④国税等納付（納入）額
平成28年7月31日	50,000円
平成28年8月31日	170,000円
平成28年9月30日	円
平成28年10月31日	50,000円
平成28年11月30日	円
平成28年12月30日	1,740,000円
平成29年1月31日	円
平成29年2月28日	170,000円
平成29年3月31日	円
平成29年4月28日	50,000円
年 月 日	円
年 月 日	円

#### へ 「⑤分割納付（納入）金額（①+②+③-④）」欄

各月ごとに、「①納付（納入）可能基準額」欄の金額から、「②季節変動等に伴う増減額」欄の金額及び「③臨時の入出金額」欄の金額を加算し、「④国税等納付（納入）額」欄の金額を減算した金額を記載します。  
 なお、最終の納付（納入）年月日の「⑤分割納付（納入）金額（①+②+③-④）」欄には、「〇〇〇円（本税の残額）+延滞税」と記載します。

## 第5 徴収猶予

### 1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者等の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること  
イ 納税者等がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと（\*1）  
ロ 納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと  
ハ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと  
ニ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと（\*2）  
ホ 納税者等に上記イからニに類する事実があったこと（\*3）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者等がその納付（納入）すべき県税等を一時に納付（納入）することができないと認められること
- ③ お住まいの地域を所管する県総合（県税）事務所に「徴収猶予申請書」を提出すること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（\*4）

\*1 「事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

\*2 「上記イからニに類する事実」のうち、ニ（納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

\*3 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒3ページの\*3）と同様です。

### 2 本来の期限から1年以上経過した後に納付（納入）すべき県税等が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 法定申告期限から1年を経過した日以後に納付（納入）すべき税額が確定した県税等などがあること
- ② 納税者等が①の県税等を一時に納付（納入）することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者等から①の県税等の納期限までに「徴収猶予申請書」が所管する県総合（県税）事務所に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（\*）

\* 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒3ページの\*3）と同様です。

### 3 猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年（\*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税等を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、徴収猶予を受けた県税等について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付（納入）する方法によることを、県総合（県税）事務所長が定めることがあります。

- \* 徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に所管する県総合（県税）事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

#### 4 申請のための書類

徴収猶予の申請をする場合は、次の書類を所管する県総合（県税）事務所に提出してください。

##### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「徴収猶予申請書」（書き方は、21～24 ページ）
- 災害等により納付（納入）困難となった場合の徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類（\* 2、3）
- 「財産目録」（\* 2）（書き方は、9～12 ページ）
- 「収支の明細書」（\* 2）（書き方は、13～17 ページ）

##### (2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合（⇒4 ページ）と同様です。

\* 1 未確定の延滞金を含みます。

\* 2 災害、病気等により納付（納入）困難となった場合（1の①のイ、ロ又はホ（イ又はロに類する事実に限ります。）に該当する場合）の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときには、所管する県総合（県税）事務所（納税担当）にご相談ください。

\* 3 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、所管する県総合（県税）事務所（納税担当）にお尋ねください。

- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
- ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

#### 5 申請等の審査

徴収猶予の申請があった場合の審査については、「第4 換価の猶予の『4 提出された申請書等の審査』（⇒4 ページ）と同様となります。

#### 6 不承認となる場合

次のいずれかに該当するときは、徴収の猶予を承認することができません。

なお、猶予の不承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

- ① 猶予の要件（⇒18 ページの1又は2）に該当しないとき。
- ② 申請者について強制換価手続（\* 1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が県税等の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、「徴収猶予を承認する金額」を「徴収猶予を承認する期間」内に完納することができないと認められるとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために県総合（県税）事務所の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（\* 2）。

④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(\*3)。

\*1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

\*2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

\*3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不承認又はみなし取下げとなった後に、同一の県税等について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（⇒18ページの1の①のイ～ホ）が生じたことにより徴収猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

## 7 徴収猶予の取消し

徴収猶予が承認された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消される場合があります。

なお、猶予の取消しを受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り審査請求をすることができます。

① 猶予を受けている者について、「6 不承認となる場合」（⇒4ページ）の②と同様の事情がある場合で、「徴収猶予を承認する金額」を「徴収猶予を承認する期間」内に完納することができないと認められるとき。

② 「徴収猶予を承認する金額」を「徴収猶予承認通知書」により通知された「分割納付等の期限及び分割金額」のとおり納付（納入）しないとき(\*)。

③ 県総合（県税）事務所長が行った担保の変更等の命令に応じないとき。

④ 「徴収猶予承認通知書」により通知された「徴収猶予を承認する金額」に係る徴収金以外に新たに納付（納入）すべきこととなった県税等が滞納となったとき(\*)。

⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が承認されたことが判明したとき。

⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

\* 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。

やむを得ない理由がある場合には、申請を行った県総合（県税）事務所（納税担当）へご相談ください。

## 8 「徴収猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする場合には、「財産目録」(⇒9 ページ) 及び「収支の明細書」(⇒13、14 ページ) を添付して提出する必要があります。

第19号様式



所管する県総合(県税)事務所名を記載してください。

郵便番号、住所(又は所在地)、電話番号、携帯電話及び氏名(又は名称)を記載してください。  
※申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

整理番号

申請書を提出する日を記載してください。

### 徴収猶予申請書(法第15条関係)

石川県 ○○ 事務所長 様

地方税法第15条の2第1項(第2項)の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒×××-×××× 石川県 ○○市 △△町 ×-×-×× (代表者住所: ○○市□□町×-×-××) 電話番号 ○○○(△△△)×××× 携帯電話 ○○○(△△△△)××××				申請年月日	平成28年6月20日	
	氏名称	地方税務建設株式会社 代表取締役 県税 太郎				添付する書類欄 ? 猶予該当事実証明書類 ? 収支の明細書 ? 財産目録 <input type="checkbox"/> 担保関係書類		
納付(納入)すべき徴収金	年度期別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘要
	28	自動車税	8・5・31	45,000	—	要	—	登録番号 ××××××××
	28	不動産取得税	8・6・30	200,000	—	要	—	登録番号 ○○○○
			・					
			・					
納付(納入)すべき徴収金のうち、徴収猶予を受けようとする金額				245,000	—	要	—	
該当条項	地方税法第15条第1項第○○号(第2項)該当							
猶予該当事実の詳細	平成27年9月に交通事故に遭い、同月から平成27年2月まで○○病院に入院し、その後も通院している。							
一時に納付(納入)することができない事情の詳細	○○病院に治療費及び入院費として62万円を支払い、××生命保険から保険金32万円を受領しているため、差引金額である30万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。							
分割納付等の期限及び分割金額	期限(年月日)	分割金額	期限(年月日)	分割金額	期限(年月日)	分割金額		
	平成28年6月30日	30,000	平成28年10月31日	30,000	平成29年2月28日	30,000+延滞金		
	平成28年8月1日	30,000	平成28年11月30日	30,000				
	平成28年8月31日	30,000	平成28年12月30日	30,000				
	平成28年9月30日	30,000	平成29年1月31日	30,000				
徴収の猶予を受けようとする期間	平成28年6月20日から平成29年2月28日まで 9 月間							
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情						

徴収の猶予の申請をするときに、未納となっている県税等を全て記載します。  
延滞金については、本税の全額を納付していないときは、「要」と記載します。

「年度期別」欄には、県税等の年分、事業年度、課税期間又は月分を記載し、  
「備考」欄には、登録番号を記載し徴収の猶予を受けようとするものに○印を付けます。  
《記載例》  
年度期別 ××年分の申告税目 ⇒「××年分」  
・平成××年分の賦課決定税目 ⇒「××年 ×期」

「収支の明細書」(⇒13 ページ) の「7 分割納付(納入)年月日及び分割納付(納入)金額」欄の「納付(納入)年月日」欄及び「⑤ 分割納付(納入)金額」欄を転記します。

- 2
- 1
- 3
- 4
- 5

通信日付印	
申請書番号	
処理年月日	

備考 第十九号様式附表一、二を添付してください。

1

## 「該当条項」欄

適用条項を記載します。適用条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

	猶予該当事実	適用条項
災害等により納付（納入）困難となった場合の徴収猶予	納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	地方税法 第15条第1項第1号
	納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	地方税法 第15条第1項第2号
	納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと	地方税法 第15条第1項第3号
	納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと	地方税法 第15条第1項第4号
	上記4つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと	地方税法 第15条第1項第5号 (第5号の場合、第〇号類似) (*)
本来の期限から1年を経過した後に納付（納入）すべき県税等が確定した場合の徴収猶予	県税等の法定納期限から1年を経過して以後に確定した場合に、その県税等を一時に納付（納入）することができない理由があること	地方税法 第15条第2項

2

## 「納付（納入）すべき県税等のうち、納税の猶予を受けようとする金額」欄

「納付（納入）すべき県税等」の合計額から「財産収支状況書」（⇒10 ページ）の「2 現在納付（納入）可能資金額」欄の「現在納付（納入）可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

※「財産目録」（⇒9 ページ）の「3 現在納付（納入）可能資金額」欄の「③現在納付（納入）可能資金額（①－②）」を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の納税の猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者等が支出し、又は損失を受けた金額（\*）が、猶予を認められる限度額となります。

\* 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

《記載例》

250,000 円	－	50,000 円	=	200,000 円 (①)
(納付(納入)すべき県税等の合計額)		(現在納付(納入)可能資金額)		(納付(納入)を困難とする金額)
620,000 円	－	320,000 円	=	300,000 円 (②)
(治療費及び入院費)		(受領した保険金)		(猶予該当事実があったことによる支出又は損失)
300,000 円 (②)	>	200,000 円 (①)	⇒	200,000 円
(猶予該当事実があったことによる支出又は損失)		(納付(納入)を困難とする金額)		(この欄に記載する金額)

※ 「納付（納入）を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を、納税の猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

### 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付（納入）が困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。

なお、本来の期限から1年を経過した後に納付（納入）すべき県税等が確定した場合の徴収の猶予の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由（\*）により猶予を受けようとする県税等の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

\* この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする県税等を納付（納入）すべきことを知ったときから徴収猶予申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間（おおむね1か月程度）内に徴収猶予申請書が提出されたことその他納税者等の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

### 「一時に納付（納入）することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納税者等が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付（納入）することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

猶予該当事実の種類	「猶予該当事実の詳細」欄	「一時に納付（納入）することができない事情の詳細」欄
災害等	平成××年9月○日、台風○号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。	店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで10日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
病気・負傷	平成××年9月に交通事故に遭い、同月から3か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。	〇〇病院に治療費及び入院費として、平成××年9月から平成〇〇年2月までの間に合計89万円を支払い、××生命保険から保険金26万円を受領しているため、差引金額である63万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に大型店舗が進出したことにより、平成××年1月から9月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、平成××年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円及び従業員3人を解雇した際に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。
事業上の著しい損失	平成××年3月期は250万円の利益があったが、平成××年6月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、平成〇〇年3月期は150万円の損失となってしまった。	平成〇〇年3月期の損失150万円のうち、平成××年3月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
本来の期限から1年を経過した後に納付（納入）すべき県税等が確定した場合	原則として記載不要 (やむを得ない理由により猶予を受けようとする県税等の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。)	納付（納入）すべき税額30万円のうち、納期限までに納付（納入）できる金額は5万円のみであり、残額25万円については、一時に納付（納入）することができない。

4

#### 「徴収の猶予を受けようとする期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」(\*)から「分割納付等の期限及び分割金額」の最終日及びその期間を記載します。

- \* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。
  - ・ 申請書を提出する日が猶予を受けようとする県税等の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
  - ・ 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

5

#### 「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

この欄の記載方法については、「換価の猶予申請書」の「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄の記載方法の説明(⇒7ページ)と同様です。